

建設リサイクル法 Q A

平成 14 年 6 月 18 日更新

第 2 条関係

Q 1 伐採木、木製のコンクリート型枠のようなリース材、木製の梱包材等も分別解体等・再資源化等の対象となるのか？

法第 2 条第 1 項において、建設資材とは「土木建築に関する工事に使用する資材」と定義されており、伐採木、伐根材、木製の梱包材等は建設資材ではないので分別解体等・再資源化等の義務付けの対象とはならない。

また、木製のコンクリート型枠のようなリース材については、工事現場で使用している間は建設資材であるものの、使用後リース会社に引き取られる場合は、建設資材廃棄物として排出されるものではない。よって工事現場から直接廃棄物として排出される場合は特定建設資材廃棄物として分別解体等・再資源化等が必要であるが、リース会社から廃棄物として排出される場合は、分別解体等・再資源化等の義務付け対象とはならない。

Q 2 建築物とは何を指すのか？

建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を指す。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

（用語の定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（以下略）

Q 3 工作物（建築物を除く）とは何を指すのか？

土木工作物、木材の加工又は取り付けによる工作物、コンクリートによる工作物、石材の加工又は積方による工作物、れんが・コンクリートブロック等による工作物、形鋼・鋼板等の加工又は組み立てによる工作物、機械器具の組立等による工作物及びこれらに準ずるものなどが該当する。

Q 4 解体工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事）とは何を指すのか？

建築物の場合

建築基準法施行令第1条第3号に規定する建築物の構造耐力上主要な部分について全部又は一部を除却する工事

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）

（用語の定義）

第一条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

（以下略）

工作物の場合

工作物を撤去する工事。例えば道路の場合、道路を撤去する工事。

Q5 再資源化とは何を指すのか？

法第2条第4項において、再資源化とは、

- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為
- ・ 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

とされている。例えば、木材の場合、ボード化まで行わなくてもよく、ボード化を前提としたチップ化であれば原材料として利用することができるため、チップ化することで再資源化を行ったこととなる。また、熱回収を前提とした木材のチップ化も再資源化に含まれる。

第9条関係

Q6 対象建設工事であるか否か、詳細はどのように判断すればいいのか？

発注者又は受注者が異なる場合

発注者又は受注者が異なる建設工事は、請負契約も別々であるので、契約単位ごとに対象建設工事であるか否かを判断する。

発注者も受注者も同じ場合

工事箇所	契約	判断基準
別の工事箇所	同一契約	1箇所ごとに対象建設工事であるかどうか判断
	別契約	

同一工事箇所	同一契約	全体の工事規模で判断
	別契約	全体の工事規模で判断(施行令第 2 条第 2 項ただし書きの正当な理由に該当する場合を除く。)

なお、建築物以外の工事で、同一路線上で複数の箇所の工事を一連のものとして行う場合（道路工事等）は、一連の工事単位ごとに判断する。

工種について

複数の工種（建築物解体、建築物新築・増築、建築物修繕・模様替、その他の工作物）にまたがる工事の場合は、それぞれの工種単位で対象建設工事であるかどうかを判断する。

対象建設工事の下請負人の扱いについて

元請負人が対象建設工事受注者であれば、その下請負人は請け負った工事の規模の如何に関わらず分別解体等を行う必要がある（ただし、特定建設資材を扱わない下請負人を除く）。

（具体例）

工事内容	扱い
住宅会社が同じ場所に 100 m ² の住宅を 10 戸同一業者と一の契約により建築する場合	対象建設工事
同じ場所で 100 m ² の住宅の解体工事と請負金額が 100 万円の擁壁の解体工事を同一業者と一の契約により同時に行う場合	住宅の解体のみ対象建設工事
100 m ² の住宅を解体し、同じ場所に 100 m ² の住宅の新築工事を同一業者と一の契約により行う場合	住宅の解体のみ対象建設工事
全国各地の全て異なる場所に同一契約により 1 箇所 100 万円の看板を 100 箇所設置する場合	対象建設工事ではない

Q 7 柱のみ、壁のみを解体する場合などの床面積の算定方法は？

解体工事ではあるが、床面積ゼロとしてよい。

Q 8 建築設備に係る工事は対象建設工事となるのか？

建築設備については以下のように取り扱う。

（ 1 ）新設または撤去

建築設備の新設または撤去を単独の契約により行う場合

建築設備は建築物の構造耐力上主要な部分に当たらないため、建築物の新築工事または解体工事にあらず、対象建設工事ではないとしてよい。

建築物の新築工事（または解体工事）と建築設備の新設（または撤去）を同一の契約であわせて行う場合

建築物の新築工事（または解体工事）が対象建設工事であれば、建築設備の新設（または撤去）も併せて全体が対象建設工事となる。建築物の新築工事（または解体工事）が対象建設工事でなければ、建築設備の新設（または撤去）も併せて全体が対象建設工事でない。

（２）修繕・模様替

建築設備の修繕・模様替工事については、請負金額が１億円以上の工事であれば対象建設工事となる。

第 10 条、第 11 条共通

Q 9 複数の市町村にまたがる工事の場合、どこに届出・通知すればいいのか？

必要な届出・通知先全てに提出する必要がある。ただし、宛先は同一であるが窓口が異なるもの（都道府県知事宛に提出するもので土木事務所や市町村経由などで窓口が複数にまたがっているもの）については、宛先の行政庁のルールに従えばよい。

（具体例）

工事の内容	提出先
A 県と B 県の県境を流れる河川に架かる橋の工事	A 県と B 県の双方に提出
A 県内の B 市（特定行政庁）と C 市（特定行政庁でない）にまたがる道路工事	A 県と B 市の双方に提出
A 県内の B 市（書類の宛先は A 県知事で提出先は C 土木事務所）と D 市（書類の宛先は A 県知事で提出先は E 土木事務所）にまたがる道路工事	宛先の行政庁のルールに従えばよい

第 10 条関係

Q 10 届出は工事着手の 7 日前までとあるが、工事着手とはどの時点をさすのか？

実際に現場で新築・解体等の工事を始める日（あるいは新築・解体等の工事のための仮設工事を始める日）である。契約書に記載されている工期どおりでなくても差し支えない。

第 11 条関係

Q 11 法第 11 条に基づく通知はいつすればいいのか？

国の機関又は地方公共団体が発注する工事については「あらかじめその旨を通知」すればよいこととされており、工事着手前であれば時期は問わない。

第 12 条関係

Q 1 2 法第 12 条に基づく説明はいつすればいいのか？

法第 12 条第 1 項では「対象建設工事を発注しようとする者」に対し、「直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者」から書面により説明することとなっており、契約前であることが求められている。公共工事についても入札・契約の過程で書面により行う必要がある。

Q 1 3 事前説明の際に交付する書面の様式は定められているのか？

定められていない。説明が必要な項目は以下のとおり。

- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- ・ 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- ・ 工事着手の時期及び工程の概要
- ・ 分別解体等の計画
- ・ 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み

なお、法第 10 条の届出様式には、これらの項目が網羅されているので、これを用いて事前説明を行ってもよい。

第 13 条関係

Q 1 4 契約書面の様式は定められているのか？

定められていない。建設業法第 19 条第 1 項で定められている事項及び以下の事項が記載されていればよい。

- ・ 分別解体等の方法
- ・ 解体工事に要する費用
- ・ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要する費用

Q 1 5 契約書面における「分別解体等の方法」には何を記載すればいいのか？

施行規則第 2 条第 2 項第 4 号に掲げる分別解体等の方法を記載すればよい。具体的には工程ごとに「手作業」なのか「手作業及び機械による作業」なのかを記載すればよい。

< 例 >

(建築物の解体工事の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(建築物の新築工事等の場合)

工程	作業内容	分別解体等の方法
造成等	造成等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
屋根	屋根の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

(建築物以外の工作物)

工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他 ()	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

第 18 条関係

Q 1 6 法第 18 条の完了報告の様式は定められているのか？

定められていない。以下の事項が記載されていればよい。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

第 21 条関係

Q 1 7 解体工事については下請負人が施工し、元請負人が施工しない場合でも、元請負人は解体工事業者の登録は必要か？

解体工事（あるいは解体工事を含む建設工事）を受注する場合、元請・下請に係わらず、また解体工事に係る部分を実際に施工するかどうかに係わらず、土木、建築、とび・土工の建設業許可か解体工事業者の登録が必要である。

Q 1 8 附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業者の登録をしてなくてもよいのか？

附帯工事として解体工事を行う場合は、解体工事業者の登録は不要である。ただし、建設業法第 26 条の 2 第 2 項の規定を遵守する必要がある。

建設業法（昭和 25 年法律第 100 号）

（附帯工事）

第四条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

第二十六条の二 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

- 2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第三条第一項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合には、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものを置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

（法第三条第一項ただし書の軽微な建設工事）

第一条の二 法第三条第一項 ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては五百万円に満たない工事とする。

- 2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。
- 3 注文者が材料を提供する場合には、その市場価格又は市場価格及び運送賃を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

第31条関係

Q19 技術管理者は兼任でもよいのか？

複数の工事現場の兼務でも、各工事現場の技術上の管理を適切に行うことができるのであれば差し支えない。

第33条関係

Q20 標識の掲示は元請だけでいいのか？

建設業者、解体工事業者は元請・下請に係わらず店舗又は営業所及び現場ごとに標識の掲示が必要である。

附則第2条関係

Q21 対象建設工事を施工中に5月30日が到来した場合は、当該工事は分別解体等・再資源化等の義務付けの対象になるのか？

附則第2条の規定により、5月30日以前に契約又は着手した工事については、対象建設工事とはならない。